

令和 6 年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名	社会福祉法人 保城福祉会(法人番号7140005013407)
監査実施日	令和6年11月7日
文書による指摘事項の有無	有

文書による指摘内容	改善状況
1 評議員会を招集する際、法定事項について理事会で議決されたことが理事会議事録で確認できなかった。今後評議員会を招集する際は、以下の法定事項を理事会で議決し、理事会議事録に記載すること。 ①評議員会の日時及び場所 ②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項（議題） ③評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。）	未改善
2 令和5年1月24日開催の理事会において議決した保城さくらんぼこども園の遊戯室等の設計監理業務の契約相手方について、議決後に一部契約相手方を変更しているが、理事会で議決したことが確認できなかった。 法人の重要な業務執行の決定は、理事への委任は認められていない。当該事案について、改めて理事会で審議し、議決すること。 なお、今後は適切に理事会で審議し、業務執行決定を行うこと。	改善済

令和7年3月27日現在